

令和3年7月28日

茨城県議会議長 常 井 洋 治 殿

茨城県議会改革推進会議
座 長 小 川 一 成

茨城県議会の改革について(一次答申)

令和3年3月24日に本推進会議に諮問のあったこのことについては、下記のとおり答申いたします。

議会改革の一層の推進に向け、各項目に掲げた改革等が速やかに実行に移されますよう、ご配慮願います。

記

I 茨城県議会基本条例の見直し

1 茨城県議会基本条例の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大や頻発する大規模災害への対応、デジタルトランスフォーメーションの推進など、社会経済と県民生活の在り方に大きな変革が訪れる中、制定後8年が経過する茨城県議会基本条例についても見直しを検討する時期に来ているため、条例第35条の規定に基づき、次の項目ほか必要な規定の改正を行うこと。

(1) 災害等の発生時における議会の対応

部分的に規定されている災害等に関する対応をまとめ、独立した条文として整理し、併せて「茨城県議会災害対策会議」を条例に位置付けること。

災害等の発生時における議会の活動方針の策定について規定を設け、緊急時に議会活動等を継続するための計画を策定すること。

(2) 議会活動への県民参画の推進と主権者意識の醸成

県民の県政への理解と関心を高め、県議選投票率の向上等へつなげるため、議会活動を通じた県民の主権者としての意識の醸成など、議会が、議会活動への県民参画をより推進していく旨を規定すること。

(3) 議会の監視機能等の強化

重要な政策等の事前説明の努力義務を、義務規定に改正すること。

県民生活に重要な影響を及ぼす条例の制定改廃を事前説明の対象として明示するとともに、「基本計画等の重要な政策又は施策」の範囲等を明確化すること。

予算の調製における議会の政策立案等（議員提案条例、調査特別委員会等の提言、災害時等の要望等）の尊重義務を規定すること。

(4) ICT技術の活用

審議等におけるICT技術の積極的活用により、議会活動の充実を図るべき旨を規定すること。

II 議会審議・委員会審査の充実

1 常任委員会委員の任期

常任委員の任期は、執行機関の事業年度に合わせることでより円滑な審査を実現する観点から、「第4回定例会における選任の日から翌年の第4回定例会閉会日の前日まで」とする現行の任期を、「第1回定例会における選任の日から翌年の第1回定例会閉会日の前日まで」に改めること。

2 常任委員会審査時間の確保と充実

審議の活性化や質疑時間の確保の観点から、執行部による説明を分割し、説明ごとに質疑を行い、その後所管事務に関する質問を行うなど、審査の手順を改めること。

3 委員長口頭報告の簡略化

本会議の議事運営の効率化を図る観点から、議案の報告は、議案名や内容などの重複部分を省略するなど、報告として必要な情報を提供できる範囲内で簡略化すること。

4 一般質問・質疑における分割質問の推奨

一般質問・質疑が、活発で県民にわかりやすいものとなるよう、分割による質問を推奨すること。

「質問を行う議員は4年の任期内に1回以上は分割質問を行う」、「年間で会派の半数は分割質問を行う」など、会派又は議員ごとに目標を掲げることで、分割質問の推進に取り組むこと。

5 代表及び一般質問・質疑の再質問における代理答弁

知事への通告に対し、再質問で詳細な事項やデータ等について答弁ができない場合は、必要に応じてその補足を担当部長が答弁する代理答弁を最小限の範囲で許可するなど、県民がわかりやすい答弁となるよう議事運営を図られたいこと。

ただし、通告による答弁者を第一とし、代理答弁が頻発されることがないよう留意されたいこと。

6 決算特別委員会の充実等

(1) 審査内容等の充実化及び効果的活用

決算審査は広範にわたる内容など、審査負担が大きく、難易度も高いことから、外部研修の受講等、委員の審査能力の向上策を進めること。

決算審査へ早期に着手するため、知事が決算書類を議会の認定に付す時期を早めるよう、執行部へ申し入れること。

予算への審査結果の反映など、決算審査の成果の見える化と委員の負担軽減等に向けた、組織や審査方法の見直しを検討すること。

(2) 決算審査への住民参画

決算審査において、県民の意見を聴き取る仕組みを検討すること。

7 議会への要望書の取り扱い

議会へ提出される県民等の要望書は、陳情書と同様、所管委員会へ参考送付する扱いとすること。

8 常任委員会資料の事前配布

審査の充実を図る上で、常任委員会資料は委員会開催前日までに県議会 I C T 文書共有システムへ公開すること。

Ⅲ I C T 化の推進

1 配付資料のペーパーレス化

議会運営の効率化・活性化や、紙資源や印刷費の削減等に向け、本会議や委員会で配付する文書の段階的なペーパーレス化を引き続き進めていくこと。

2 県民にわかりやすい議会運営

(1) 常任委員会のインターネット中継

各常任委員会室等への接続工事や維持費に多くの費用を要することから、費用対効果等を研究した上で、導入を含め検討する必要があること。

(2) 議場への大型モニター設置

質問・質疑の補助手段としての資料表示や、分割質問時に再質問を行う質問者の表示のほか、採決結果の表示などにも使用できるが、費用の面から、当面は既存の機材を代用することなどでモニター表示に対応し、大型モニターの設置は、費用対効果等を研究した上で、導入を含め検討する必要があること。

(3) 議案の電子採決

電子採決の導入の是非については、投票結果の表示が必要なことから、大型モニターの設置に併せて検討すること。

(4) 傍聴人のタブレット端末の使用

傍聴人のタブレット端末など情報通信機器の使用については、撮影・録音に使用されないこと、消音等必要な措置をすること、議事関係資料の閲覧や議事に関するウェブサイトの閲覧等、議員と同様の使用目的の範囲内に限ることなどを明確にした上で認めること。

IV 会期の在り方

1 議会の通年の会期

会期については、当面現行通りとすること。

なお、県民生活や県財政に大きな影響を与える議案については、専決によることなく、議会における議論が尽くされるよう、議長が、議会を代表する立場として、執行機関への監視に強いリーダーシップを発揮されたいこと。

V 県議選の投票率向上等に向けた議会活動への県民参画の推進

1 県議選投票率の現状と今後の対応

若者の政治参加を促し、県議選の投票率向上を図るため、県議会並びに議員は、茨城県議会基本条例第19条の趣旨に鑑み、県議会の活動と成果等を外部に発信し、県議会への理解と関心を高めるとともに、県民の議会活動への参画を進めることで、投票行動につなげる取り組みを積極的に行うこと。

2 県議選投票率向上に向けた県民参画推進の取り組み

(1) 「県議会だより」による広報の継続的实施

若者が県議会に関心を持ち読んでもらえる広報紙とするため、記事の内容や質の維持・向上を図りつつ、県議会ホームページ掲載の「PDF版・議会だより」へのアクセス向上などに取り組むとともに、学校現場にて活用されるよう教育庁等への働き掛けを図られたいこと。

より充実した紙面や広報に向け、県民や専門家等からの意見聴取等に取り組むこと。

(2) 県議会ホームページによる若者への情報発信

スマートフォンやタブレットからの県議会ホームページへのアクセス向上を図るため、レスポンスウェブデザインへの対応を進めること。

県議会ホームページへの誘導や議会活動等の若者への認知度を高めるため、SNS活用による情報発信に取り組んでいくこと。

議案書等、議会審議にかかる資料を、開会前に容易に閲覧できるよう、県議会ホームページへ掲載すること。

(3) 大学と連携した若者向け啓発等の実施

県内大学等との連携を深め、議会傍聴の機会や、議員との直接対話・意見交換の機会を設けるなど、若者に、より政治を身近に感じてもらえる取り組みを進めること。

(4) PRコーナーの情報発信力の強化

議事堂来訪者や小学生の社会科見学等において、県議会の活動等を紹介し、県議会への理解と関心を高めてもらうため、PRコーナー等の情報発信力をより強化すること。

(5) 議会として県民の意見を聴く取り組み

「県民との青空対話議会」や住民モニターなどを活用し、県議会として様々な分野の県民から、直接対話により地域の課題や国・県に望むことを聴きとるなど広聴機能を強化し、議会における議論や政策に反映させる取り組みを進めること。

(6) 高校生の本会議傍聴等の推進

新型コロナウイルス感染症収束後の高校生の傍聴受け入れ再開に向けた環境整備を進めるとともに、議会中継や県議会だよりの学校等での活用を案内するほか、ハイスクール県議会の開催や、高校生と議員とが意見交換する機会などを設けること。

(7) 休日議会の開催

議会活動への県民の理解と参画を推進するためにも、県民が日中傍聴しやすい休日において、議会の開催を検討すること。

なお、実施にあたっては職員負担なども考慮しつつ、年1回試行的に実施することなどにより、その効果等を確認していくこと。

(8) 女性の参画など議会における多様性の確保

議会における女性参画など多様性の確保に向け、育児・介護を理由とする自宅等からのオンラインでの委員会出席や、会議、視察等への乳幼児同伴を可能とするなど、改正政治分野における男女共同参画推進法の趣旨を踏まえた諸規程の改正等を検討すること。

会議や視察等への介助者や、介助犬等の同伴を受け入れる体制を整備すること。

VI その他

二元代表制の下、議会がその権能を最大限発揮していくためには、議会事務局における人材と予算の充実が不可欠である。

については、次のことを執行部へ申し入れていただきたく、この答申に付け加える。

1 議会事務局の機能強化

(1) 政策法務支援機能等の強化

社会経済の大きな変化や予算関係議案の増加など、議会における執行部の監視機能の発揮と、その一層の充実・強化が求められている。

さらに、複雑化する住民ニーズに応えるため、議会自らが政策を立案し、県政に反映させる政策形成機能の強化も重要とされており、これまで本県議会では、全国トップレベルの数の議員提案条例を制定してきた。加えて、住民参画を推進する上で、議会広報等の活動強化も喫緊の課題である。

については、県議会がより一層、県民の負託に応えていくためにも、議会事務局による調査や政策法務等に係るサポート機能の強化に向け、職員の配置や体制について十分に配慮するとともに、職員の資質向上に取り組まれないこと。

(2) 議会事務局の予算の確保

新型コロナウイルスの影響を受け厳しい県の財政状況を踏まえ、我々議員も昨年度、政務活動費月額 10 万円削減を行うなど、率先して経費節減に努めてきたところである。

そのような中で、今回の答申に基づく項目の実施に当たっては、ICT化の推進など新たな経費が生じるものもあると考えられるが、県民にわかりやすく議会の議論を伝え、議会活動への県民の参画を促すとともに、中長期的には効率化による経費削減にもつながるものである。

については、今回の答申に基づき、新たな経費が生じるものについては、既存予算内での対応ではなく、新たな予算措置を講ずること。